

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

（通勤手当について）

- (1) 交通機関等利用者に対する通勤手当の額は、その者が利用する交通機関等に応じて 6 箇月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間（以下「特定期間」という。）についての運賃等相当額（当該交通機関等が 2 以上である場合にあっては、それぞれの特定期間についての運賃等相当額の合計額）とすること。ただし、当該運賃等相当額を当該特定期間の月数で除して得た額（当該交通機関等が 2 以上である場合にあっては、それぞれの運賃等相当額をそれぞれの特定期間の月数で除して得た額を合算した額。以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、1 箇月当たりの運賃等相当額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額を 1 箇月当たりの当該通勤手当の額の限度とすること。
- (2) 交通機関等と交通用具を併用する者の通勤手当の額についても、交通機関等利用者と同様の改定を行うこと。

- (3) 公署を異にする異動等に伴い通勤に高速自動車国道等を利用することが必要となった職員等に対する通勤手当の額は、特定期間についての特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円に特定期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額）及び⁽¹⁾の額又は交通機関等と交通用具を併用する者の通勤手当の額の合計額とすること。
- (4) (1)、(2)又は(3)の通勤手当のうち、特定期間に係る通勤手当は、特定期間の最初の月に係る人事委員会規則で定める日に支給すること。ただし、交通機関等利用者に係る1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合等にあつては、人事委員会規則で定めるところにより支給するものとする。
- (5) (1)、(2)又は(3)の通勤手当を支給される職員について、特定期間において離職した場合その他の通勤の実情に変更が生じた場合で人事委員会規則で定める場合には、人事委員会規則で定める額を返納させることとする。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

第1号任期付研究員について、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定により決定できる給料月額の上限を、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表11号俸の額に相当する額とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員について、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により決定できる給料月額の上限を、一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表11号俸の額に相当する額とすること。

4 改定の実施時期

1の改定は平成17年4月1日から実施し、2及び3の改定はこの勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。